

ビワマス遊漁の承認に係る標旗の交付の手数料について

1 概要

- ・ 県に設置された行政委員会である琵琶湖海区漁業調整委員会では、ビワマス資源を持続的に利用していくために、委員会指示によりビワマス遊漁の承認制度を導入している。
- ・ 承認を受けた者には標旗を交付しているところ、承認件数は年々増加しており、受益者（遊漁者）による負担を求めるため、標旗交付（再交付を含む）に係る手数料について、新たに使用料および手数料条例に追加したい。

2 琵琶湖海区漁業調整委員会における議論・意見

○ 第 591 回委員会（R4.9 月）

- ・ 遊漁者に経費を負担させるべきではないか（委員）
⇒ 料金を徴収することについて今後議論していく（水産課長）

○ 第 598 回委員会（R5.8 月）…料金徴収の検討を始めることを協議

【経費負担の考え方と課題】

① 増殖にかかる経費の負担

- ・ 法に基づき義務的に増殖経費の一部を徴収できるのは、内水面第 5 種共同漁業権にかかる遊漁料のみであることから協力金として徴収する他ない。
⇒ 漁業者の合意形成、仕組みづくりが必要であり、継続した議論が必要。

② 事務的経費の負担 ←今回追加

- ・ 承認にかかる経費は、人件費、標旗の作成にかかる経費。この事務的経費のみを手数料として徴収する。

3 承認制度に係る意見募集の結果

- ・ 遊漁者数と採捕量が増加している状況を踏まえ、ビワマス資源について資源維持できる採捕量について検討を行った結果、現状の採捕量が大幅に上回ることとなったため、現行制度について見直しを行うことし、制度案の検討にあたっての参考とするため、意見募集を実施（R6.5.7～R6.6.7）
- ・ 結果、遊漁者は料金の徴収について肯定的な意見が多数を占めた

集計済み意見 826 件 うち料金に言及は 554 件

- ⇒ 料金を徴収するべき、しても良いとする意見：538 件
- ⇒ 料金を徴収するべきではないという意見：16 件

4 手数料を追加する理由

- ・ 承認数増に伴い、事務作業が承認制度開始当初には想定していなかったほどに増加。
- ・ 申請受付期間において担当職員はほぼ承認業務に専念せざるを得ない状況であり、大量の時間外勤務や休日勤務が発生。
- ・ 標旗に関しては、承認開始当初の約 4 倍必要であるが、近年は新規に作成する費用が捻出できないた

め、過去に作成したものをやりくりして何とか運用しているところ。

- ・ R5-6 シーズンにおいては承認 2,155 人のうち 68%1,475 人が県外居住であることもあり、これらの費用に関しては受益者（遊漁者）による負担を求めたい。

5 手数料の積算と収入見込み額

（１）積算

① 標旗の交付の手数料：2,850 円

【積算根拠】

- ・ 人件費 22 分※×4,025 円/時間＝1,476 円
※ 申請書受理・書類照合 10 分、起案 1 分、決裁 1 分、書類作成・送付 10 分
- ・ 標旗作成 1,164 円
- ・ 通信運搬費 210 円

② 標旗の再交付の手数料：2,450 円

【積算根拠】

- ・ 人件費 16 分※×4,025 円/時間＝1,073 円
- ・ 標旗作成 1,164 円
- ・ 通信運搬費 210 円

（２）収入見込み額

① 標旗の交付の手数料	2,850 円	×	1,123 件	=	3,200,550 円
② 標旗再発行の手数料	2,450 円	×	20 件	=	49,000 円
					計 3,249,550 円

6 施行日

令和 7 年（2025 年）10 月 1 日

【参考：手数料徴収のイメージ】

